

名誉会員規程

- 第1条 本学会会則第4条に基づく名誉会員はこの規程の定めるところによる。
- 第2条 名誉会員の候補者は、前年度末（3月31日）の時点で、満70歳に達している常任理事を除く一般会員の中より、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 本学会理事長経験者（1期以上）。
 - (2) 常任理事経験者（通算2期以上）。
 - (3) 大会委員長経験者でかつ常任理事経験者（1期以上）。または、大会委員長経験者でかつ理事経験者（3期以上）。なお、理事経験数には監事経験（1期のみ）を加えることができる。
 - (4) その他、本学会に特に顕著な功労があったと認められる者。
- 第3条 常任理事会は名誉会員候補者を理事会に提案する。
- 2 理事会の議を経た上で総会の承認を得た者を名誉会員に推挙する。
- 第4条 名誉会員には、名誉会員称号証書の交付を行う。
- 第5条 名誉会員は、推挙の次年度以降の年会費を免除する。
- 2 年次大会における研究発表と学会誌への投稿は、一般会員と同等の資格を有する。
 - 3 年次大会および懇親会に招待する。また、大会参加時に論文集を贈呈する。
- 付則
- 1 平成15年4月1日以前の役員経験者については、常任理事会で審議する。
 - 2 本規程は、平成16年4月1日より施行する。
 - 3 本規程は、平成26年8月30日より改正施行する。
 - 4 本規程は、令和5年8月26日より改正施行する。